

平成29年度 大槌町被災者再建支援事業 実績報告書

1. はじめに

当財団は、平成23年3月11日の東日本大震災を機に被災者支援の活動を開始しました。以降、岩手県においては大船渡市を中心に活動を展開してきましたが、この平成29年度より大槌町に活動を広げ、当事業の受託に至りました。これまで当財団の活動は、一貫して「もっとも小さくされたものへの支援」、つまり支援の届きにくいかた、自ら助けを求めることができないかたに支援を届けることを目的としており、当事業においてもその姿勢は変わりません。

当事業が主な支援対象とするのは、震災から7年が経過し収束を迎えつつある仮設住宅に、今なお残り続ける方々です。しかし、目的とするのはこういった方々を単に仮設住宅から追い出すことではありません。仮設住宅に残る方々の中には、何らかの生活課題を抱えつつも適切な支援につながっていないケースが少なからず存在します。当事業の大きな目的のひとつは、仮設住宅の収束という環境変化を契機にこういった方々を探し出し、適切な支援につなげることです。そして仮設住宅が収束した後も、様々な課題を抱えた方を包摂できる地域、孤立を生まない地域を創造することが、目指すべき最終的なゴールだと考えています。

平成30年度は、いよいよ仮設住宅供与期限の一律延長が終了となり、本格的に仮設住宅が収束を迎える時期となります。しかし、上述したゴールを目指す上では、ここからどのようにして地域の仕組みを創るかが肝となってきます。大槌町と沿岸被災地の復興に寄与できるよう、更に支援の質の向上に努めて参りますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 業務実績

2-1. 町内被災者の再建意向把握業務

支援を必要とする仮設住宅入居者を把握し、相談を呼びかけて再建意向や再建進捗を把握するために、以下の取組を行った（※巡回訪問は、1つの団地を1巡したときに1回とカウント）。

実施内容	実施回数
仮設住宅団地の巡回訪問（※）	130
特定延長制度に関する説明会への同席	14
仮設住宅でのイベントへの参加	12
小地域ケア会議への参加	22

2-2. 相談支援業務

相談につながった仮設住宅入居者への再建支援のため、訪問や電話などの個別の支援活動を行った。支援の実施実績数を下記一覧にまとめる。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
訪問	3	2	15	22	27	21	15	7	10	12	11	11	156
訪問(不在)	0	0	2	3	1	6	6	2	4	4	3	5	36
来所対応	0	0	1	3	0	0	4	6	7	2	10	15	48
電話	0	3	6	24	2	4	15	7	6	2	18	15	102
投函	0	0	20	8	12	5	1	2	3	6	13	8	78
他機関連携	0	0	5	58	48	44	42	38	34	36	43	41	389
内部検討	0	0	0	2	4	5	3	1	2	5	10	4	36
その他	0	0	4	2	2	0	2	1	6	2	14	14	47
計	3	5	53	122	96	85	88	64	72	96	122	113	892

2-3. 再建支援会議開催業務

月に1回から2回、再建支援会議を開催し、コミュニティ総合支援室との情報共有を図った。事業開始初期においては、特定非営利活動法人さんりくWELLNESSを交え、事業の進め方について相談した。また6月からは大槌町社会福祉協議会を交え、再建意向不明世帯や接触困難世帯についての個別ケース情報の共有を行い、ケースごとの支援方針と役割分担を相談した。

日付	参加機関
4/19	コミュニティ総合支援室
4/25	コミュニティ総合支援室、特定非営利活動法人さんりくWELLNESS
5/8	コミュニティ総合支援室

日付	参加機関
5/29	コミュニティ総合支援室
6/8	コミュニティ総合支援室
6/16	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会
6/16	コミュニティ総合支援室
7/20	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会
8/22	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会
9/15	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会
10/16	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会
11/20	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会
11/20	コミュニティ総合支援室
12/19	コミュニティ総合支援室
12/22	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会
1/16	コミュニティ総合支援室
1/26	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会
2/19	コミュニティ総合支援室
2/23	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会
3/19	コミュニティ総合支援室
3/26	コミュニティ総合支援室、大槌町社会福祉協議会

2-4. その他（目的外入居者への支援）

12月より、目的外の仮設住宅入居者への支援を開始した。仮設住宅の目的外使用は、Uターン、Iターン世帯の定住促進を目的に認められているもので、主に非被災者であることから当初は事業対象外と扱われていた。しかし巡回訪問を行う中で、目的外入居者の転居課題・生活課題が顕在化し、支援室との協議の結果、支援対象に加えることとなった。

3. 総括および次年度への展望

これまで大槌町での活動実績がなかった当財団にとって、事業開始初年度は、まず大槌町における支援体制の構築が重要となった。事業委託元である大槌町コミュニティ総合支援室（以下、支援室）とは、事業開始直後から定期的な打合せの場を設け、進捗の共有や事業の進め方について相談した。更に、庁内外の他の機関とも連携を図った。大槌町社会福祉協議会とは月に1回の定期的なケース検討を行うようになり、小地域ケア会議に参加することで地域包括支援センターとも情報共有の機会を持てるようになった。こうした関わりを通じ、互いに協力要請をしながら協働支援を行える体制ができてきている。

体制構築と並行して注力したのが、相談が必要な仮設住宅入居者を発見するための巡回訪問であった。まだ当財団の存在が入居者に認知されていない状況では、チラシを見ただけで相談に至ることは期待しにくいと、対面での相談呼びかけを重視した。結果として、支援室でも把握していなかった転居課題を発見できたほか、当初は事業対象外であった目的外入居者の生活課題を発見したことで業務仕様の拡張につなげるなど、隠れていた課題を掘り起こし早期に対応検討することができた。

相談につながった入居者に対しては、当財団がコンセプトに掲げる「伴走型」の支援を行った。本人の意思を尊重しつつ再建方法を共に模索し、その過程で関係を築き、より本質的な課題の解決を目指す関わりを続けている。ひきこもりや精神疾患など、複合的な課題を抱える相談者に対しては、特に丁寧な対応を心掛けた。転居課題のみを意識した関わりでは解決が難しかったケースに対しても、包括的に対処することで、逆に転居課題の解決に向けたスムーズな流れをつくり出せている。

仮設住宅供与期限の一律延長が終了する平成30年度は、まず引き続き、巡回訪問による相談者の掘り起こしに注力する。まだ全ての要支援ケースを発見できていない可能性があるため、早期に発見することで期限終了前の解決を目指す。また、一律延長が終了となる年度後半にかけては、仮設住宅退去後のコミュニティ形成支援の比重が高くなってくることが見込まれる。民生委員や自治会長など地域のキーパーソン、他の民間支援団体など、これまで以上に多様な機関との協力が必要になると思われるので、各機関に積極的に働きかけ協働の形を創り出したい。

一方で、これまで出会ってきた、個別の支援を必要とする方々に対しては、引き続き地域での生活のサポートに取り組む。「もっとも小さくされたものへの支援」の理念に従い、孤立する人と地域の両方に伴走し、両者をつなぐ支援の形を目指す。

以上